

## 郡山市商工振興事業負担金交付要綱

### (趣旨)

第1条 本市の商工振興事業の円滑な運営を図るための負担金（市が参加する会議及び研修会の負担金並びに義務的な負担金を除く。）の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交付対象事業 負担金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 交付対象者 交付対象事業を行うものをいう。

### (交付手続)

第3条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

### (負担金の交付対象者等)

第4条 負担金の交付対象者、交付対象事業、交付対象経費及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 負担金の交付の申請をしようとするものは、規則第4条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款、規約、会則又はこれに類するもの
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めて指示する書類

### (交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、交付対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第7条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、交付対象事業が完了したときは、規則第14条の規定により当該完了の日から2月以内に当該交付対象事業の実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 交付対象者は、実績報告書を交付対象事業が完了した日の属する年度内に提出できない場合は、当該交付対象事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない

(負担金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、交付対象事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により交付対象者に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合及び確定額が交付決定と同額である場合は、当該通知を省略する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月14日から施行し、平成24年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 交付対象者                           | 交付対象事業  | 交付対象経費   | 交付額                             |
|---------------------------------|---|--|---------------------------------|
| 郡山地域テクノ<br>ポリス市町村協<br>議会        | テクノポリス圏域における高度技術<br>産業集積活性化のために実施する事<br>業                                 | 事業費、会議費その他の交付対象事<br>業の実施に要する経費                           | 交付対象経費の10分の10以内で予算<br>の範囲内で定める額 |
| 郡山まちづくり<br>推進協議会                | 本市の商業の発展のための郡山地域<br>商業近代化計画及び郡山市商業振興<br>計画の早期実現に向けて実施する事<br>業             | 事業費、会議費、研修費その他の交<br>付対象事業の実施に要する経費                       | 交付対象経費の10分の10以内で予算<br>の範囲内で定める額 |
| 郡山商工会議所                         | 本市及び周辺地域における高度技術<br>産業集積の活性化を図るため、新事<br>業の創出を促進す<br>るために実施する事業            | 会場設営費、広告宣伝費、印刷費、<br>会議費、企画費、通信費その他の交<br>付対象事業の実施に要する経費   | 交付対象経費の10分の10以内で予算<br>の範囲内で定める額 |
| こおりやま産業<br>博実行委員会               | 本市産業の魅力を発信するイベント<br>の開催により、産業観光のPR、地<br>元産品の販路拡大、地域産業を担う<br>企業の情報発信等を図る事業 | 会場設営費、企画事業費、販売促進<br>費その他こおりやま産業博の開催に<br>要する経費            | 予算の範囲内で定める額                     |
| オープンファク<br>トリーKORIYAMA<br>実行委員会 | 市内企業の工場見学やものづくり体<br>験等ができるイベントの開催によ<br>り、市内企業の魅力発信等を図る事<br>業              | 会場設営費、広告宣伝費、企画事業<br>費、その他オープンファクトリー<br>KORIYAMAの開催に要する経費 | 交付対象経費の10分の10以内で予算<br>の範囲内で定める額 |